

令和7年4月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1.開催日時 令和7年4月25日（金） 16時00分開会

2.開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3.出席委員 14名

職 名	議席 番号	氏 名	職 名	議席 番号	氏 名
会 長	4 番	脇田 峰生	委 員	7 番	入鹿山 君徳
職務代理者	1 1 番	中村 裕臣	委 員	8 番	窪田 良二
委 員	1 番	河本 アツミ	委 員	9 番	鮫島 貞人
委 員	2 番	鮫島 繁樹	委 員	1 0 番	深田 広文
委 員	3 番	日高 仙三	委 員	1 2 番	日笠山 昭代
委 員	5 番	中村 逸夫	委 員	1 3 番	古田 新一
委 員	6 番	山下 正	委 員	1 4 番	名越 直樹

4.欠席委員 0名

5.議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 報 告 第 4 号 合意解約等について
- 第 3 議案第19号 農地法第3条の規定による許可について
- 第 4 議案第20号 農地法第5条の規定による許可について
- 第 5 議案第21号 非農地証明について
- 第 6 議案第22号 あっせんについて
- 第 7 議案第23号 農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について

○事務局

皆さん、こんにちは。

開会の前に4月1日付けで人事異動があり、事務局の構成が変わりました。

新体制でがんばって参りますので、今後ともよろしくお願いします。

本日は1番委員が中種子町で会議があつて、それが終わってから出席しますので、遅れるとの連絡を受けています。

また、○推進委員、E推進委員から欠席の連絡を受けています。

それでは定刻、定足数に達していますので、これから令和7年4月農業委員会定例総会を開催します。

なお、会議中は、携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定をお願いします。

また、退席する時は、議長の許可をもらってから退席してくださいますようお願いします。

それでは開会にあたり会長にご挨拶いただき、その後、議事進行をお願いします。

○会長

改めまして皆さんこんにちは。

令和7年4月西之表市農業委員会定例総会につきまして、委員、推進委員の皆様にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

新年度を迎え、新しい事務局体制のもと、皆様のご支援をいただきながら、農業委員会一丸となって農地利用の最適化に邁進し、多様な担い手が活躍できる体制作りや、地域農業の存続、発展に努めていきたいと考えていますので、引き続き皆様のご協力をよろしくお願いします。

また、天候の方は少し穏やかになってきていますが、まだ風邪に似た症状が出ていますので、健康管理には気をつけていただきたいと思います。

○議長

それでは本日の会議を開催します。

本日の日程は配付しています議事日程のとおりです。

まず、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。10番深田委員、11番中村裕臣委員を指名します。

続きまして日程第2、報告第4号「合意解約等について」です。事務局の報告をお願いします。

○事務局

日程第2、報告第4号「合意解約等について」を説明します。資料は1ページから3ページです。

今月の合意解約は1番から16番の16件で、台帳現況地目畑32筆、面積75,378平米の合意解約がありました。以上で説明を終わります。

○議長

続きまして、日程第3、議案第19号「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案説明を求めます。

○事務局

日程第3、議案第19号「農地法第3条の規定による許可について」を説明します。資料は4ページから6ページです。

今月の申請は1番から13番の13件でしたが、7番の申請につきましては、4月21日に申請の取り下げの連絡がありましたので、1番から6番、8番から13番の12件の審議となります。所有権移転7件、賃借権設定5件です。

1番です。榕城校区本立地区です。台帳現況地目畑の2筆、現況面積5,852平米を賃借権設定するものです。

2番です。下西校区鞍勇地区です。現況地目を休耕と記載していますが、畑に修正をお願いします。台帳現況地目畑の2筆、現況面積1,040平米を所有権移転するものです。

3番です。下西校区若宮地区です。台帳現況地目畑の1筆で、現況面積3,421平米を賃借権設定するものです。

4番です。下西校区川迎地区です。台帳現況地目畑の1筆で、現況面積1,964平米を所有権移転するものです。

5番です。安納校区軍場地区です。台帳現況地目畑の2筆で、現況面積4,533平米を賃借権設定するものです。

6番です。住吉校区形之山地区です。これも修正をお願いします。現況地目を休耕と記載していますが、田に修正をお願いします。台帳現況地目田の1筆で現況面積395平米を所有権移転するものです。

8番です。安城校区上之町地区です。台帳現況地目が畑の1筆で、現況面積283平米を所有権移転するものです。

9番です。古田校区平松地区です。台帳現況地目が畑の3筆、台帳地目宅地、現況地目畑の1筆の合計で4筆。現況面積5,789.77平米を所有権移転するものです。

10番です。古田校区上之町地区です。台帳現況地目畑の3筆、現況面積3,784平米を所有権移転するものです。

11番です。伊関校区沖ヶ浜田地区です。台帳現況地目田の1筆で現況面積1,519平米を所有権移転するものです。

12番です。榕城校区岳之田地区です。台帳現況地目畑の1筆で、現況面積1,891平米を賃借権設定するものです。

13番です。榕城校区岳之田地区です。台帳現況地目畑の1筆で、現況面積1,343平米を賃借権設定するものです。

以上で説明を終わります。

○議長

今回件数が多いですが、順次担当委員から報告をお願いします。

まず、整理番号1番についてです。これは、私が担当ですので報告します。

(1番委員入室)

○4番委員

4月23日に市農業振興公社から2人、担当推進委員立会いのもとで現地を確認しました。

この圃場は、研修用ということで、営農大学校の生徒の研修圃場で借りているところです。今も毎年公募をして、研修生を受け入れて、いつでも研修ができるような状態で、現在も耕作されていました。

貸人は、宮崎県に在住していて、電話にて条件、内容を確認し、申請通り相違ありませんでした。

ご審議方よろしくお願いします。

○議長

続きまして、整理番号2番、3番、4番について11番委員をお願いします。

○11番委員

11番です。整理番号2について報告します。

4月20日午前9時半から担当推進委員とともに譲受人立会いのもと、現地調査を行いました。

現地は、鞍勇にある譲受人の実家のそばの圃場で、譲渡人の親が亡くなってからはほぼ使われていない状態でした。現在は譲受人が果樹等を植え付けていました。

譲受人は、昨年就農した新規就農者で、果樹野菜を中心とした作付けをしています。機械等一式揃っており、許可相当と意見の一致を見たところ です。

譲渡人には電話にて確認をしています。

続きまして、整理番号3について報告します。

4月24日10時から担当推進委員とともに、借人の奥さん立会いのもと、現地調査を行いました。

現地は、埴泊地区の箱崎海岸へ向かう途中の圃場です。圃場には現在牧草が作付けされていました。

借人は、兼業農家で、畜産もしていて経営技術や機械等も揃っており、許可相当と意見の一致を見たところ です。

貸人には電話にて確認をしました。

続きまして、整理番号4について報告します。

4月21日午前10時から担当推進委員と譲受人立会いのもと現地調査を行いました。

圃場は川迎鞍勇線の道路からWゴルフに向かう途中のあぜ道に入って一番奥の圃場で、現在ロベが一面に作付けされていました。

譲受人は、3月に定年し花卉を中心に作付けをしてしている新規就農者です。譲受人は以前よりロベ、サカキ等を妹夫婦のもとで手伝い等を行っていたので、経営技術等は問題ないと思います。

譲渡人には電話にて確認をしています。以上です。

○議長

続きまして、整理番号5番について3番委員をお願いします。

○3番委員

3番です。整理番号5番につきまして報告します。

4月19日、担当推進委員、借人立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の場所としては軍場地域にある農地で、1枚は基盤整備済み、1枚は基盤整備をしていない農地でありました。

借人は、キビを夫婦で耕作する農家で、今回、自分の圃場の近くにこの農地が空いたということで契約したということです。

貸人に関しましては電話で確認を取っています。

申請通り間違いありませんでした。以上です。

○議長

続きまして、整理番号6番について6番委員の報告をお願いします。

○6番委員

以前から貸人の土地を借人が借りて耕作しているわけですが、今もサトウキビを耕作しており、この件については別に問題ないと思います。

以上です。

○議長

続きまして、整理番号8番について7番委員をお願いします。

○7番委員

整理番号8番について報告します。

4月22日、2時30分から担当推進委員と市役所財産監理課の係の方立会いのもと、現地調査を行いました。

譲受人は、西之表市長です。

この土地は元安城中学校のグラウンドに隣接する住宅に付随する395平米の小さな畑です。

譲渡人は、この宅地込みの畑を西之表市に寄付するということで話がされています。それでこの畑につきましては、財産監理課が今後、学校農園として活用していくということです。そのために農地法第3条の規定による許可をお願いしたいということです。以上です。

○6番委員

すみません。先ほどの整理番号6番の報告ですけれども、間違えて取り下げになった7番の報告をしましたので、改めて6番の報告をします。

整理番号6番についての報告です。

4月18日午後12時過ぎから担当推進委員、譲受人立会いのもと現地の調査を行いました。

現地は、住吉校区形之山地区の国道の東側の田んぼで、40年ほど耕作しておらず、荒れ果てた田んぼでした。

譲受人は、現在25アールほどスナップエンドウを耕作しており、年齢も若く、農業機械もスナップエンドウを作るには十分なほど揃っており、許可相当と思われます。しかし、この申請地は、譲渡人の祖父母が50年ほど前に米を作っていた田んぼで、私も形之山地区で生まれ育って、田植えや米刈りなど手伝った記憶があり、夏でもぬかるんだ湿地帯の田んぼで申請地の状況は非常に悪いと言えます。

譲渡人と譲受人は、この土地を農地法第3条の規定による許可で所有権の移転を申請しているわけですが、譲受人はこの湿地帯の田に、スナップエンドウを耕作する予定です。

私としては、この農作物はこの条件の悪い田んぼに耕作しても無理があると思います。また、許可した後に耕作できずに元のように荒廃していくのがよいものなのか、いろいろと話をした上で、農業委員会に相談することをすすめました。

譲受人は、農業に対する姿勢や考え方もすごく素晴らしく何でも前向きに進めていく人たちですが、今回の申請地の状況が非常に悪いだけに、この農地法第3条の規定

においては、許可できないのではないかと考えます。

良い機会ですので、定例総会で皆さんの審議をよろしく願いしたいと思います。
以上です。

○議長

整理番号 6 番について 6 番委員の報告でした。

続いて、整理番号 9 番、10 番について 8 番委員お願いします。

○8 番委員

8 番です。すみません。ちょっと風邪気味で声が悪いです。

整理番号 9 番について報告します。

4 月 21 日午後 1 時から担当推進委員、譲受人立会いのもと、現地調査を行いました。

場所は古田平松地区で牧草畑として管理されている土地になります。

譲受人は古田上之町在住の畜産農家です。譲渡人と譲受人の夫は、いここであり、50 年以上前から譲受人夫婦が牧草畑として管理していたようです。

譲受人は、現在も和牛を飼っていて、引き続き牧草畑として管理していくとのことでした。

譲渡人は、愛知県在住であり、高齢となってきたことから、売買によって所有権移転するものです。譲渡人には電話にて確認しています。

以上のことから、許可相当と意見の一致を見たところ です。

次に整理番号 10 について報告します。

4 月 21 日午後 2 時から担当推進委員、譲受人立会いのもと、現地調査を行いました。

場所は古田校区上之町地区で昔、パイロット事業で開拓された土地になります。

譲受人は、古田上之町在住の畜産農家です。譲渡人のお母さんと譲受人の奥さんは姉妹です。

今回の申請地は、譲受人の牧草畑の周りを囲むように広がるミカン園だったということです。10 年ほど前から、みかんの木は枯れてきて雑木が茂っていました。以前から、この土地については贈与する見込みであったことから、今回の申請となったようです。

現在、牧草畑の隣接地については、雑木を伐採してトラクターで耕耘し、ドラセナを植えています。他の作物は育てないと思われます。

譲受人は高齢ですが、農機具等も揃っていて、今後も管理をしていくとのことでした。

譲渡人には電話にて確認が取れています。

以上のことから、許可相当と意見の一致を見たところ です。以上です。

○議長

続きまして、整理番号 11 番について 13 番委員お願いします。

○13 番委員

13 番です。11 番について報告します。

4 月 22 日 2 時から譲受人のお宅に訪問しまして、内容を伺い、その後、現地まで足を運びました。

現地はサトウキビが綺麗に肥培管理がされて、管理の行き届いた畑です。

経緯は、10年ほど前に譲受人のお父さんが健在の折りに土地の売買は進んでいたのですが、譲渡人側の都合によって、なかなか名義を変更することができなくて今日に至ったということです。

譲渡人のお宅にも訪問して、間違いはないか確認を取りました。

また譲受人は農機具等一切揃っていますので、問題ないと思います。よろしくお願いします。以上です。

○議長

続きまして、整理番号12番、13番について14番委員をお願いします。

○14番委員

14番です。整理番号12番、13番について報告します。

4月20日、私と担当推進委員、借人立会いのもと、現地調査を行いました。

場所は岳之田地区で、整理番号12番、13番の畑が2mほどの道を挟んで隣接していました。

借人は現在、上之原、国上地区に7反ほどウコンの作付けをしています。今の作付け面積を増やしたく、今回の申請となったようです。農業機械等も一式揃っており、農業技術もあり、1年を通して作業するとのことでした。

貸人には電話で申請内容に間違いないと確認が取れたことで、許可相当と考えました。以上です。

○議長

ただ今、担当委員から報告がありました。

この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら挙手でお願いします。

○6番委員

先ほど申した整理番号6番ですが、自分としては普通であれば許可相当に値するところなんですけれども、申請地が湿地帯で土地の状況が非常に悪い田んぼです。それを譲受人が贈与を受けて、スナップエンドウを作ることは無理なところがあると思います。許可後に有効に活用できないと見込まれることから許可できないと思います。

皆さんの審議の方をよろしくお願いします。

○議長

ただ今の整理番号6番の担当の意見でしたけれども、事務局としてはどういう扱いをしますか。

○事務局

事務局から補足説明をします。

まず申請を行政書士から受けました。申請の経緯を聞いた上で、事務局としては非農地証明の方が妥当ではないかと話をしました。

ところが、地籍調査が入っていて、地籍調査の登記した日が令和5年6月2日で、まだ2年経ってないので、「非農地にはできないのではないか」ということでした。

登記簿謄本で確認したら元あった田を分筆していました。本来なら分筆の時点で地目を変えて登記すべきだったと思いますが、そのまま田として残っていたようです。

代書さんに農地法第3条の申請を取り下げて、非農地証明の申請を出し直してくれ

ないかという話をしたんですけれども、非農地証明を出し、農業委員会が許可をしても、「地籍調査が終わったばかりでしょ」ということで、法務局が地目変更を認めないのではないかという話になりました。

それで、「代書さんとしてはどうしたいですか」と尋ねたところ、今回一旦農地法3条で申請を出して、「不許可となった」という事実が欲しいということでした。農地として認められないということで今日不許可を出してもらって、その後、地目変更に動くということでした。今回は今まで例がないのですが、不許可にするために審議にかけたということです。すみません。理解し難いと思います。

市では、非農地証明の交付基準を定めていますが、代書さんからすれば、このどれにも該当しないんじゃないかという話でした。

非農地証明は、法律で定められたことではなく行政サービスであることから、地目変更の登記申請書を法務局に提出しても、法務局が地籍調査を受けて登記して数年しか経っていないので、農業委員会の非農地証明を添付していたとしても、法務局が認めないのではないかということです。

そこで、非農地証明と農地法第3条の不許可と一緒に添付書類で地目変更登記を法務局に出せば、認めてもらえるのではないかという話です。

ということで今回は不許可で出していただけないかなということです。

○8番委員

譲渡人と譲受人がいる以上、何かの思いがあったのでしょうかけれども、それはどうでもいい話になってくるわけですか。

○事務局

そこは2人とも話をして納得の上で、贈与する為に3条でいくのか非農地でいくのかという話を、代書さんに2人がお願いしたところです。代書さんが「非農地証明では法務局は地目変更を認めないと思う。」ということです。3条で許可した場合、許可後、有効活用していくことが法律の趣旨ですので、今現在荒れている田にスナップエンドウを植えるとしても土壌改良をしなければならないので大変になるのは目に見えています。

○6番委員

そのことについて、譲受人と立会人に対してもこういう状況だということを説明し、田んぼ作るのだったら問題ないのだけれども、スナップエンドウを耕作するには立地条件が非常に悪いことと農地法第3条で許可しても、また同じように荒れていくのではないかと危惧するところです。

3条で許可した後にそこが荒れてもいいものなのかということです。今までの状況で言えば、何の問題もなく許可相当と思われるのですが、田んぼの状態が非常に悪い状態で、譲受人が綺麗に整地して耕作するのかと聞いたら、少し考えてみるということでした。

自分としては、状況の悪い田んぼにスナップエンドウは作れないと判断したので許可は出せないかもしれないという説明をしています。

○議長

現況が田になっているのですけれども、これは実際に田として使えるような状況なのか。

○6番委員

今の状態は竹とか葦みたいなものが3メートル、4メートルずっと入っています。畑であれば、そこに木が生えたりして、非農地にできるのですが、湿地帯なので木も生えない状況です。

荒れている状態を改善するとは言っているのですが、その後に米を作るとなれば話が変わってくるのかなと思います。

○5番委員

どこか別のところから泥を持ってきて客土をする考えはないわけですね。

○6番委員

それだと費用がかなりかかるので、なかなか難しいと思います。

○議長

今担当委員や皆さんの話を聞いた通りで、田んぼは田んぼなんですよ。私もジャンボタニシがものすごくいる田があるのですが、毎回植えてからもう1回必ず植え替えをするぐらいなので、畑にしようかと思ってバックフォーで排水もしてみたんですけども、本当に田んぼは田んぼで1回雨が降ると水はけが悪く、畑にするには非常に厳しいところがあります。

担当委員が言われるように非常に大変なものがあるんですけども、譲渡人、譲受人とも話をして納得をしているところで、3条で不許可にしてほしいというところです。これは特殊な案件ですけども質問が終わったところで、整理番号6番についてだけの賛成反対の採決をする形でよろしいですか。

○8番委員

今、古田に地籍調査が入ってきているのですけれど、地籍調査が入ると、荒れていたら少し綺麗にになってしまうものです。荒れていれば非農地だろうけれども、境界の草払いをする関係で、地籍調査係が調査したときには田んぼに見えてしまうのではないかと思います。古田もそういうところは多々あるので、もしかしたら、そのままにしていれば非農地となったところも、田んぼに見えたのかなと思えば、わからないでもないです。あくまで申請が上がってきたからなんですけれども、譲受人も納得して、その土地を求めているのかなという気がします。

○6番委員

見た目は田んぼとはわからないような状態です。自分たちは、もう50年ぐらい前から田んぼを作って、その頃の状況を知っているものですから、今の現状はもう非農地でも十分通ると思います。

○5番委員

局長、何年待てば法務局が認めてくれるのですか。

○事務局

畑だったら下手したら2、3年で生えてくるのですが、田んぼはあまり木が生えてこないです。田んぼは何年たっても難しいです。

○議長

要は法務局なんです。田を田んぼとして耕作できないから非農地にしたい場合に法務局はやっぱり認めません。仮にここで3条の不許可として、その後はこの人はどうしたいのかという意向がわかっていたらお願いします。

○6番委員

局長が言われたように、それを合わせて代書さんは出したいというところだと思います。地目変更後に名義の変更をしたいということです。

○議長

結局、農業委員会が不許可、農業委員会が許可できませんでしたっていうものを持って法務局に代書が、非農地証明にプラス3条の不許可を付けていくのではないかとということです。

皆さん今までの話で大体理解はいただけたと思いますけれども、この件について何か解決策みたいなものがあったら、お願いします。

○11番委員

一ついいですか。今の話を聞いてて思ったんですけど、この申請自体が元々作るつもりがなくて申請はして、不許可が欲しくてということですよね。何かを作りたいという申請ではないということですよね。

○12番委員

そもそも3条申請というのは今11番委員が言ったように、結局、許可をもらってその後必ず作るということが条件なので、今担当委員はそこが見込めないと、現地調査をした結果、耕作するということが見込めないということでの話だと思うんですね。

でも例えば本人がちゃんと作るんですというのであれば、3条申請というのは、私達は許可をできる状況なんですよ。

だから本人がどうしたいのかというのが一番だと思うんですけども、ちゃんと作るんですか。

○議長

言うように本当に自分が作りたいっていう気持ちでこの3条申請を上げてきたかどうかということを、また担当の農業委員はここには作れないと作っても物が育たないと、それがわかっていて許可をするわけにはいかないというところなんですよ。

もうこれ以上の意見は多分出てこないと思いますので整理番号6番について許可、不許可の決定をしたいと思いますけれども、どうでしょうか皆さん。

採決をしてもよろしいですか。

(異議なしの声)

○議長

担当委員が立会人と一緒に見て、また今まで何十年も前に耕作をしていた時代からの田んぼの状況を見て、ここでスナップエンドウを作っても駄目だと担当委員が判断したということです。

これまでの意見を聞いて、不許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

○議長

ありがとうございました。

整理番号6番は賛成多数で不許可とすることに決定しました。

それでは1番から13番で6番を除いた他のところで、質問があればまた受け付けます。

(挙手なし)

○議長

無ければ採決をしたいと思えますけれども、よろしいですか。

(異議なしの声)

○議長

議案第19号「農地法第3条の規定による許可について」の6番以外について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、6番以外について、原案のとおり許可することに決定しました。

続きまして、日程第4議案第20号「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

○事務局

日程第4、議案第20号「農地法第5条の規定による許可について」を説明します。資料は7ページです。

今月の申請は1件です。

1番です。下西校区池野地区です。

台帳現況地目畑の1筆で面積661平米を恒久転用するものです。

申請理由は、譲受人はT建設の役員をしていて、事業拡大に伴う資材置き場が不足している為、譲受人が申請地を取得し資材置き場を設けて賃貸したいということです。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地に該当すると判断されます。

周囲に畑はなく住宅地ですが、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出され、転用による周囲への被害はないと思われます。

資金調達については、残高証明書によって確認が取れていて、転用を行う資金力があると認められることから、転用が確実に行われると思われます。

以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

この件につきましては10日に合同現地調査が行われていますので、調査委員長の報告をお願いします。

○3番委員

3番です。4月10日に1番委員、事務局から2名、担当委員、推進委員、立会人、立会いのもと、現地調査を行いましたので報告します。

現地といたしましては、場所は下西校区池野地区にある農地です。

理由にありますように、資材置き場が不足しているためここに設置したいとのことでした。排水関係も十分注意をして、水が流れ出ないようにするということでした。

許可相当として意見の一致を見たところです。以上です。

○議長

ただ今、調査委員長から報告がありました。この件につきましては、担当委員から補

足の説明等ありましたらお願いします。

1 番について、1 1 番委員、お願いします。

○1 1 番委員

1 1 番です。ただ今、調査委員長の報告通りです。以上です。

○議長

ただ今、担当委員から補足説明がありました。この件につきまして、皆さんから何か質疑等ありましたら挙手をお願いします。

○8 番委員

一つだけ確認です。転用理由の中に T 建設の資材置き場が不足しているという表現があります。T 建設自体の資材置き場が不足しているのであるのか、貸資材置き場を設けて賃貸したいということは、自分の資材を置くのではなくて資材置き場として貸すということでもいいのですか。

T 建設自体が手狭になって、自分たちの資材を置くんだよという表現で完結していればよかったのですが、賃貸という言葉が出てくると違う目的なのかなと少し思ったもので、今最近そういう置き場がまた増えてきていて、そこが少し気になったものですから。

○議長

その辺は事務局どうなんですか。

○事務局

T 建設の社長が譲受人になります。考え方なんですが、申請は転用をする人が申請します。そこを使う人と一緒じゃなくても大丈夫です。

例えば、アパートを建てるときに、アパートに住む人が転用の申請をするのではなく、アパートの大家さんが申請することになります。資材置き場として転用するのは譲受人であって、その後に貸すという話になります。

○8 番委員

わかりました。

○議長

他にありますか。

(挙手なし)

○議長

無いようですので質疑を終了し、これから議案第 2 0 号「農地法 5 条の規定による許可について」の採決を行います。

原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして、日程第 5、議案第 2 1 号「非農地証明について」を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

日程第 5、議案第 2 1 号「非農地証明について」を説明します。資料は 8 ページです。

今月は4件7筆の申請がありましたが、4番の大廣野の2筆については合同調査後に令和5年2月13日付で非農地通知書を交付していることがわかりましたので、大廣野の2筆を除いた5筆の審議をお願いします。

1番です。下西校区池野地区の2筆です。

2筆とも台帳地目が畑ですが、上段の1筆は昭和50年以前から耕作しておらず、現在は山林となっていて、交付基準1（イ）に基づく申請です。下段の1筆は昭和47年から家が建っていて、現状地目は宅地で、交付基準2に基づく申請です。

2番目です。国上校区寺之門地区です。

台帳地目が畑ですが、平成6年3月20日ごろから耕作しておらず、事務所等が立っていて、現況地目は宅地で、交付基準2に基づく申請です。

3番です。住吉校区形之山地区の1筆で台帳現況地目田ですが、平成10年頃から耕作しておらず、現在は山林となっていて、交付基準1（イ）に基づく申請です。

4番です。上西校区大崎地区の1筆です。台帳地目畑ですが、昭和20年頃に家を建てた際に、敷地内への進入路として利用していて、現況地目は雑種地となっています。交付基準2に基づく申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。この件につきましても10日に合同現地調査が行われていますので、調査委員長の報告をお願いします。

○3番委員

3番です。

4月10日に非農地証明の調査を行いましたので報告します。

1番です。下西校区池野地区にある申請地です。

耕作しなくなった時期は、山林は昭和50年頃から、宅地は昭和47年頃からとなっています。ここは隣接していて、広いところの下になります。以前はものを作っていたそうですが、今は全く作っておらず、竹山になっています。

宅地に関しましては昭和47年頃とあります。その頃、申請人のお父さんが建てたということです。

申請通り間違いなく、許可相当と意見の一致を見たところ です。

2番です。申請地は、国上校区寺之門地区にあります。

台帳地目畑、現況は宅地となっています。平成6年3月頃から耕作しなくなったということです。

現在は見ての通り、資材置き場、倉庫、下は砂利を敷いていまして、これを農地に復旧するのは無理だろうということで、許可相当と意見の一致を見たところ です。

3番です。場所は、住吉校区形之山地区です。

平成10年頃から耕作せず、現在は山林になっているところ です。

国道から少し見えますけどちょうど谷のところに、田があったそうです。今はもう入っていくのも難しいような感じで、農地に戻すのは難しいだろうということで、許可相当と意見の一致を見たところ です。

続きまして4番です。場所は、上西校区の大崎地区です。

昭和20年頃から耕作せず、隣に家がありまして、車を置いたり、家に入る通路に

使ったりして、現在、雑種地となっています。これを農地に戻すのはできないだろうということで、許可相当と意見の一致を見たところです。

以上です。

○議長

ただ今、調査委員長から報告がありました。

この件につきまして、担当委員から補足説明等ありましたらお願いします。

整理番号1番について、11番委員お願いします。

○11番委員

11番です。整理番号1番について調査委員長の報告通りです。家、それから荒れて20年以上経っているので畑に戻すのは難しいという意見の一致を見ました。

以上です。

○議長

続きまして、整理番号2について5番委員お願いします。

○5番委員

5番です。ただ今の調査委員長の報告の通りです。

もう、2、30年前から自動車の整備工場ができたところでした。

許可相当だと思います。

○議長

続きまして、整理番号3を6番委員お願いします。

○6番委員

6番です。

調査委員長の報告通り、全く問題ないと思います。

○5番委員

すみません。整理番号2ですが、台帳地目畑と書かれてますが、私が中学校に通うころには水田だったと思うんですが。

○事務局

田の間違いでした。修正をお願いします。

○5番委員

H推進委員が気づいてくれました。ありがとうございます。

○議長

続きまして、整理番号4を12番委員お願いします。

○12番委員

12番です。調査委員長の報告通り間違いありません。

以上です。

○議長

ただ今、担当委員から報告がありました。

この件につきまして皆さんから質問等ありましたら挙手でお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いですので、質疑を終了し、議案第21号「非農地証明について」の採決を行います。原案の通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は承認することに決定しました。

続きまして、日程第6、議案第22号「あっせんについて」を議題とします。事務局説明をお願いします。

○事務局

日程第6、議案第22号「あっせんについて」を説明します。資料は9ページです。

今月の申し出は1件です。

1番です。「貸したい」の申し出です。

場所は現和校区下之町地区です。申出者からの希望等は特にありません。あっせん委員については2番鮫島繁樹委員と9番鮫島貞人委員をお願いします。

以上です。

○議長

ただいまの「あっせん」について皆さんから質疑、意見はありませんか。

○9番委員

この資料もらった後に現和下之町の人と会う機会があって、あっせんについて話をしたら、サトウキビを増やしたいということで、興味を示しているので進めていきたいと思います。

○議長

誰か候補がいるということですね。

○9番委員

周りに竹が入ってきているので、補助事業を使えればと思って、また説明をしてみます。

○議長

あっせん委員になった方は、よろしくお願いします。

続きまして、日程第7、議案第23号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を議題とします。

議案説明の前に「46ページの12番」は6番委員、「47ページの16番」は4番委員が借り手となっています。

農業委員会法第31条に「農業委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」と「議事参与の制限」が規定されています。この規定によって6番委員及び4番委員は議事に参与できません。

そのため、議事の進行上、「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」のうち、「46ページの12番」と「47ページの16番」を先に審議し、その後、残りを審議したいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○議長

それではまず、議案第23号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」

の議案説明を全部通してお願いします。

○事務局

日程 7、議案第 23 号「農地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を説明します。

まず所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明します。資料は、10 ページです。

1 段目です。期間が令和 7 年 6 月 1 日から令和 12 年 5 月 31 日までの 5 年間、地目田、面積 13,013 平米、地目畑、面積 51,335 平米、合計 64,348 平米です。利用権の設定をする者 11 人、受ける者 1 人です。

2 段目です。期間が令和 7 年 6 月 1 日から令和 17 年 5 月 31 日までの 10 年間、地目畑、面積 64,047 平米、利用権の設定をする者 15 人、受ける者 1 人です。

内訳については、11 ページから 12 ページを、詳細については 13 ページから 44 ページをご覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。資料は 45 ページです。

1 段目です。期間が令和 7 年 6 月 1 日から令和 12 年 5 月 31 日までの 5 年間、地目田、面積 13,013 平米、地目畑、面積 51,335 平米、合計 64,348 平米です。利用権の設定をする者 1 人、受ける者 6 人です。

2 段目です。期間が令和 7 年 6 月 1 日から令和 17 年 5 月 31 日までの 10 年間、地目畑、面積 64,047 平米です。利用権の設定をする者 1 人、受ける者 10 人です。

内訳については、46 ページから 47 ページを、詳細については 48 ページから 67 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

まず「46 ページの 12 番」について、農業委員会法第 31 条の「議事参与の制限」の規定によって、6 番委員の退室をお願いします。

（6 番委員退室）

○議長

「46 ページの 12 番」について、皆さんから質疑等ありましたら挙手をお願いします。

（挙手無し）

無いようですので、質疑を終了し、これから議案第 23 号「農用地利用集積等促進計画の策定に係る意見について」の「46 ページの 12 番」の採決を行います。

原案の通り承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、議案第 23 号「農用地利用集積等促進計画の策定に係る意見について」の「46 ページの 12 番」は原案の通り承認することに決定しました。

6 番委員の入室をお願いします。

(6 番委員入室)

○議長

それでは次に「47 ページの16 番」について、農業委員会法第31 条の「議事参与の制限」の規定によって、4 番委員である私が退室となります。議長を職務代理の11 番委員をお願いします。

(4 番委員退室)

○議長代理（11 番委員）

それでは私の方で議事を進めたいと思います。

「47 ページ16 番」について、皆さんから質疑等ありましたら挙手をお願いします。

(挙手なし)

○議長代理（11 番委員）

無いようですので、質疑を終了し、これから、議案第23 号「農用地利用集積等促進計画の策定に係る意見について」の「47 ページの16 番」について採決をします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長代理（11 番委員）

ありがとうございます。

全会一致で賛成ですので議案第23 号「農用地利用集積等促進計画の策定に係る意見について」の「47 ページの16 番」は原案のとおり承認することに決定しました。

4 番委員の入室をお願いします。

(4 番委員入室)

○議長代理（11 番委員）

ここで議事進行を議長にお返しいたします。

○議長

それではここからまた私の方で議事を進めさせていただきます。

「46 ページの12 番」及び「47 ページの16 番」以外について、皆さんから質疑等ありましたら挙手でお願いします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、質疑を終了し、これから議案第23 号「農用地利用集積等促進計画の策定に係る意見について」の「46 ページの12 番」及び「47 ページの17 番」以外の採決を行います。

原案の通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので議案第23 号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の「46 ページの12 番」及び「47 ページの17 番」以外を承認することに決定しました。

以上をもちまして本日の議事は終了しました。

なお、毎回のことですけれども、農業委員会法第14条及び第24条において、農業委員、推進委員は「職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」となっていますので、ご注意ください。

会 長 _____ 印

10 番 委 員 _____ 印

11 番 委 員 _____ 印